

アスベスト法改正

大気汚染防止法の改正の概要

建築物の解体工事における石綿の飛散防止をするため、全ての石綿含有建材への規制拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

改正大気汚染防止法の施行時期と内容について

施工開始	改正点	概要
令和3年4月	事前調査方法の法定化	解体・改修工事の対象となる全ての部材について、設計図書等による書面調査及び現場での目視調査が必要となります。書面調査及び目視調査では石綿の有無が明確にならない場合には分析調査が必要です。分析調査をせずにその部材を石綿含有とみなすことは可能ですが、石綿無しとみなすことはできません。
	事前調査結果の現場備え置き	事前調査結果の記録（写し）を解体等工事現場に備え置く必要があります。
	成形板等の規制強化	石綿含有成形板等が法の規制対象として新たに追加されました。法の届出対象ではありませんが、除去にあたっては新設された作業基準を遵守する必要があります。
	仕上塗材の取扱変更	石綿含有仕上塗材の除去については、塗装の施工方法に限らず法の届出対象から除外されました。法の届出は不要となりますが、新設された作業基準を遵守する必要があります。
	作業計画の作成	石綿含有成形板等を含め、全ての石綿除去作業について作業開始前に作成する必要があります。
	下請負人の作業遵守義務、下請負人への説明	元請業者だけでなく、下請業者も作業基準を遵守する義務があります。元請業者は、下請業者が適切に作業を行えるよう、工事費等に関する配慮や作業方法の説明等を行わなければなりません。
	作業完了前の確認と報告	特定粉じん排出等作業が適切に完了したことを有資格者が目視確認する必要があります。また、元請業者はその結果を発注者に対し書面で報告しなければなりません。
令和4年4月	事前調査結果の報告	延床面積80平方メートル以上の解体等工事または請負金額100万円以上の改修等工事について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果の事前報告が義務となります。また、事前調査の報告方法は原則電子によるとされており、現在、国が新たに電子システムを整備中です。
令和5年10月	有資格者による事前調査の義務化	事前調査は、以下のいずれかの有資格者により行うことが義務となります。 <ul style="list-style-type: none">・建築物石綿含有建材調査講習を修了した者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）・有資格者による事前調査の義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【環境省】改正大気汚染防止法について（外部サイト）

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

石綿障害予防規則等の改正

建築物の解体・改修工事における石綿ばくろ露防止のために事前調査の強化等を図る
石綿障害予防規則等の改正が行われました。

石綿解体・改修工事の事前調査 の規制等が強化されました (令和2年7月1日、27日公布・告示/令和3年4月1日等から施行)

1 事前調査・分析調査等について（全ての規定が施行される令和5年10月1日以降の最終的な条文番号を記載しています。）

(1) 事前調査が必要な範囲等（石綿則第3条①）令和3年4月1日施行

・建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、石綿等の使用の有無を調査することが必要です。

※1 船舶は、鋼製のものに限りません。

※2 「解体等の作業」とは解体又は改修の作業のことで、封じ込め、囲い込みを含みます。

(2) 事前調査の方法等（石綿則第3条②、⑤、⑨）令和3年4月1日施行

・事前調査は、全ての材料について設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により行うことが必要です。

※事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行うことが必要です。ただし、石綿等が使用されているものとみなして法令に規定する措置を講ずるときは分析調査を省略できます。

※構造上目視により確認することが困難な材料は目視が可能となったときに事前調査を行うことが必要です。

(3) 事前調査を目視等によらずに済む場合（石綿則第3条③）令和3年4月1日施行

・以下の場合等で要件に該当するときは、所定の文書等を確認する方法で事前調査を行うことができます。

・過去に事前調査に相当する調査が行われている場合

・船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく「有害物質一覧表確認書」等の交付を受けた船舶

・着工日が平成18年9月1日以降である建築物、船舶、施設等

(4) 事前調査・分析調査を行う者の要件（石綿則第3条④、⑥、告示276、277号）令和5年10月1日施行

・建築物の事前調査は、次の者に行わせることが必要です。（上記（3）の場合は除きます。）

種別	調査できる対象物
・特定建築物石綿含有建材調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	すべての建築物
・一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部

・分析調査は、次の者に行わせることが必要です。

・厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了審査に合格した者

・（公社）日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者

・（一社）日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」

・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

(5) 記録の作成・保存、掲示等（石綿則第3条⑦、⑧）令和3年4月1日施行

・事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し調査終了日から3年間保存することが必要です。

・解体等の作業を行う作業場には、調査終了日、事前調査・分析調査を行った部分、材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した根拠等の概要を、労働者が見やすい箇所に掲示することが必要です。

・石綿使用建築物等解体等作業を行う作業場には、上記掲示を行うとともに、事前調査の記録の写しを備え付けることが必要です。

(6) 事前調査の結果等の報告（石綿則第4条の2、告示278号）令和4年4月1日施行

・次のいずれかの工事を行おうとするときは、石綿等の使用の有無に関わらず、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要です。

・解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

・請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

・請負金額が100万円以下の下記の工作物の解体工事又は改修工事

・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器

・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房

・冷房・排煙設備等を除く）

・焼却設備

・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）

・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）

・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）

・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）

・トンネルの天井板

・プラットホームの上家

・遮音壁、軽量盛土保護パネル

・鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

※様式第1号により報告することもできます。

※複数の事業者の同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。

2 その他の改正点

(1) 計画届の提出範囲の拡大（安衛則第90条、石綿則第5条）令和3年4月1日施行

- 建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、工事開始の14日前までに、所轄労働基準監督長に計画届を提出することが必要です。今回の改正で、従来作業届の提出が必要だったレベル2の作業も、計画届の対象となりました。

・建築物・工作物・船舶に吹き付けられている石綿の除去・封じ込め・囲い込み
(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除きます。)
・建築物・工作物・船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材・耐火被覆材等の除去・封じ込め・囲い込み
(石綿等粉じんを著しく発散しおそれのあるものに限ります。)

*改正により従来の作業届の提出は基本的に不要となります。但し、計画届を提出すべき業種は、建設業と土石採取業に限られているため、これら以外の業種が作業を行う場合には、計画届ではなく作業届を提出することが必要となります。

(2) 隔離した作業場所の点検等（石綿則第6条）令和3年4月1日施行

- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、除去等の作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検することとされていましたが、集じん・排気装置の設置場所変更など、何らかの変更を加えたときにも同様の点検が必要となりました。
- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、作業開始前に前室が負圧に保たれているか点検することとされていましたが、作業中断時にも点検が必要となりました。
- 石綿除去等のために隔離した作業場所の、隔離を解くときには十分には湿潤化することが必要でしたが、これらに加え、次の者が除去等の完了の確認することが必要となりました。

・当該除去作業の石綿作業主任者
・事前調査を実施する資格を有する物(建築物に限る)

(3) 石綿含有成形品の除去等施工方法（石綿則第6条の2、告示279号）令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品(スレート、ボード、タイル、シートなど)の除去は切断・破砕等以外の方法により行うことが必要となりました。(技術上困難な場合は除きます。)
- やむを得ずけい酸カルシウム板第1種の切断・破砕等をするときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保って作業をすることが必要となりました。(隔離場所を負圧に保つ必要はありません。)

(4) 石綿含有仕上げ塗材の除去等の施工方法（石綿則第6条の3）令和3年4月1日施行

- 石綿含有仕上げ塗材を、電動工具(ディスクグラインダー、ディスクサンダー)で除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保って作業をすることが必要となりました。(隔離場所を負圧に保つ必要はありません。)
- * 常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれます。
- * 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等の場合は、作業場所の隔離は不要です。

「石綿含有仕上げ塗材」とは
セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹き付け、ローラー塗りこて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げる材料としてJIS A 6909に定められた建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

(5) 石綿等の切断等の際、湿潤化できない場合の措置（石綿則第13条）令和3年4月1日施行

- 石綿等の切断等の作業等を行う際には、湿潤な状態にすることが原則とされてきましたが、これが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努めることが必要となりました。

(6) 写真等による作業の実施状況の記録（石綿則第35条の2）令和3年4月1日施行

- 石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、石綿則第4条第1項の作業契計画に従って作業を行わせたことについて、写真等の記録とともに所定事項を記録し、作業終了した日から3年間保温することが必要となりました。
- 記録を作成するため必要な場合には、記録の作成者や発注者の労働者に、適切な呼吸用保護具と作業衣を着用させて、隔離された作業場所に立ち入らせることができます。

(7) 作業の記録の項目追加（石綿則第35条）令和3年4月1日施行

- 石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者については、1ヶ月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れる日から40年間保存することとされています。その際の記録すべき項目に、事前調査・分析調査の結果の概要、上記(6)の記録の概要、保護具等の使用状況等が追加されました。

(R02.10.20)

[厚生労働省】石綿障害予防規則など関係法令について（外部サイト）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyoyuujikou/index_00001.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyoyuujikou/index_00001.html